

多可町結婚新生活支援事業 補助対象要件チェックシート

	補助対象要件	チェック欄
1	令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されていること	☐
2	申請時に、夫婦がともに多可町に住民登録を有すること	☐
3	申請時に、夫婦の双方又は一方の住民票に記載されている住所が申請に係る住宅（婚姻を機に新たに生活を送るための住宅）の住所であること	☐
4	婚姻日における夫婦の年齢がいずれも39歳以下であること（誕生日の前日に年齢が加算されます。）	☐
5	所得証明書をもとに、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間（ただし、申請月が4月又は5月の場合は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間）の夫婦の所得を合算した金額が500万円未満であること	☐
6	多可町に5年以上継続して居住することを誓約すること	☐
7	暴力団員でないこと	☐
8	夫婦ともに、町税等を滞納していないこと	☐
9	過去に夫婦の双方又は一方が結婚新生活支援事業に基づく補助金を受けていないこと（前年度に補助金の交付を受けた世帯で、その交付額が前年度の補助金上限額に達しなかった世帯は対象）	☐
10	その他の公的制度による住宅取得費、リフォーム費用、引越費用又は家賃等の補助を受けていないこと	☐
11	住宅の購入の場合で婚姻前に住宅を取得した場合は、婚姻から1年以内に取得したものであること	☐
12	リフォーム費用で婚姻前にリフォームを実施した場合は、婚姻から1年以内に実施したものであること	☐
13	令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払われたものであること	☐
14	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの申請であること	☐